

日本語のヴォイスの体系とプロトタイプ

佐藤 琢 三

1. はじめに

一般的に、述語動詞の示す動作・作用に関わる関与者の把握の仕方を示す文法的なカテゴリーは、「ヴォイス (voice、態)」と呼ばれる (より厳密な概念の規定は後述する)。日本語の文法を論じる上で、ヴォイスという文法的カテゴリーを認定することが有効であることは、多くの研究者の認めるところであろう。事実、これまでに日本語のヴォイスの問題は活発に議論され、数多くの研究が提出されている。しかし、実際にはヴォイスという概念をどのように規定するか、また具体的にどのような現象をヴォイスの類型として認定するかという最も基本的な問題に関して、各研究者の考え方間に大きなばらつきがあるのが現状である。本稿は、ヴォイスという概念を文法論上、より生産的かつ有効なものにするために、その概念のより厳密な規定と類型の認定基準を示し、更に各類型の間に見られる体系性を明らかにすることによって、現代日本語のヴォイスの文法論的意義について考えていきたい。

なお、本稿は研究の方法論として、プロトタイプ論の考え方を導入する。プロトタイプ論の考えによれば、個々の現象があるカテゴリーに属するかどうかは、絶対的な基準によって決定されるものではなく、程度の問題ということになる。すなわち、あるカテゴリーにはそれを代表する中心的な現象 (プロトタイプ=原型) が仮定され、プロトタイプが有している特徴をより多く満たしていればよりそのカテゴリーの領域内となり、反対にその特徴を少ししか満たしていなければよりそのカテゴリーの領域外となる。⁽¹⁾本稿はヴォイスの概念をプロトタイプ論の考え方に基づいて考察し、日本語のヴォイスの問題として具体的に何が最も中心的な現象で、それらがどのような条件によって支えられているかを明確にしようとするものである。

2. 先行研究

ここでは、現代日本語のヴォイスの概念やその全体像について扱った先行研究をとりあげ、その問題点について考える。しかし、紙幅の関係もあり、本稿の論を展開するために適当であると思われる2つの先行研究を具体的にとりあげることにする。

2.1 仁田1981

数ある先行研究の中から仁田1981をとりあげる理由は、この研究がいわば、先行研究の最大公約数的な性格のものであると判断したことによる。ヴォイスの概念や類型認定

に関して、この研究は最も典型的な線のものである。仁田1981におけるヴォイスの概念規定と類型認定は次のようにまとめることができる。

(1) 仁田1981におけるヴォイスの概念規定と認定類型

概念規定：「態」とは動詞の形態的な範疇であるとともに、動詞の表す動作や作用の成立に関与する関与者のどれを中心にして、その動作や作用の実現を把握・表現するかといったことにかかわるものである。

認定類型：(狭義) 能動、受動、使役

(広義) 能動、受動、使役+可能、自発、敬譲など

上で「動詞の形態的な範疇」としているのは、能動と受動の対立を例にとれば、「なぐる」と「なぐられる」に見られるような無標と有標の形態的対立を指している。また、「関与者のどれを中心にして、その動作や作用の実現を把握・表現するか」と述べているのは、能動文と受動文などの対立において関与者の名詞句をマークする格の形式に対立が見られるということである。また、類型認定に関して、「狭義では、態は能動・受動・使役に限定する方がよいであろう。」と述べている点は非常に興味深い。つまり、仁田1981の立場ではヴォイスの問題として、より典型的なものより周辺的なものがあるということになる。以下にこの点について述べた部分を引用しよう。

「一般に、日本語の態としては、能動、受動、使役、可能、自発などの態があげられる。能動や受動や使役の態と自発や可能の態とは、基本的な性質を異にしている。敬譲や希望は態ではない。敬譲は待遇性の問題であり、希望は表現意図の問題である。狭義では、態は能動・受動・使役に限定するほうがよいだろう。更に、態の体系の基本は、能動態と受動態に対立である。」(p.110下段)

能動・受動・使役が態の最も基本的な類型であるとする仁田1981の主張は、他の多くの先行研究と決して矛盾しないものである。現代日本語に関して、ヴォイスという概念の射程にどのような現象をおさめるかという点は研究者の間で異なるが、管見の限りでは、能動のほかにも受動と使役を挙げていないものはないようである。他方、可能、相互、再帰などについては、研究者によりヴォイスの類型として認める場合と認めない場合があり、とらえ方は様々である。

以上は仁田1981の概要であるが、その問題点を指摘したい。まず、第一の問題点としては類型認定の基準が十分に明確にされていないという点である。例えば、上に引用した仁田1981の規定に従って考えた場合、下の例のような現象のうち、どれがヴォイスの現象として位置づけられて、どれが位置づけられないのであろうか。

(2) a. 曙が 貴ノ花を にらんだ

b. 貴ノ花が 曙に にらまれた

- c. 曙と 貴ノ花が にらみあった
- (3) a. 鯉が 滝を のぼる
b. 鯉に 滝が のぼれる
- (4) a. 次郎が バナナを 食べる
b. (次郎は) バナナが 食べたい

上の(2)から(4)のb文及びc文では、それぞれa文に対し、動詞の形態に変化があり、それとともに名詞の格が交替している。名詞の格、とりわけ出来事の主役を表す主格の名詞が交替しているということは、「関与者のどれを中心にして、その動作や作用の実現を把握・表現するか」ということと関係していると考えられる。しかし、実際には仁田1981の枠組みでは狭義の態とは能動のほかに受動と使役に限定され、(3b)のような可能文は狭義の態には入らず、(4b)のような希望文は態の問題ではないとされる。また、(2c)のような相互文については言及されていないが、少なくとも狭義の態の枠組みの中にははならないことになる。このような仁田1981の類型認定は示唆に富むものであるが、何故、狭義の態が能動と受動と使役に限定され、可能や自発が狭義の態とどのように基本的な性質を異にしているかなどの点は説明が与えられていない。このように、類型認定の基準が十分に明らかにされていないという点が問題点として指摘される。

次に第二の問題点として、第一の問題点とも関連するが、概念規定や類型認定の基準の必然性や文法論的な意義が明確でないという点である。文法論的意義とは、そのようなものの見方をすることによって文法に対する理解がどのように深まるかということである。例えば、仁田1981のように狭義の態を能動のほかに受動と使役に限定することによって、どのような知見がえられるのだろうか。また、ヴォイスをそのようにとらえるならば、それを必然的に導くような概念規定が必要となるだろう。

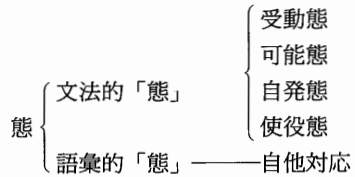
2.2 寺村1982

寺村1982の研究の最大の特徴は、いわゆる動詞の自他対応の問題をヴォイスの問題として正面から扱っている点にあると言ってよいだろう。動詞の自他対応とは、例えば「落ちる」と「落とす」の対応にみられるような語根の形態を共有する自動詞と他動詞のペアのことである。寺村1982におけるヴォイスの概念規定と認定類型は次のようにまとめることができる。

- (5) 寺村1982におけるヴォイスの概念規定と認定類型

概念規定：補語の格と相関関係にある述語の形態の体系

認定類型：



寺村1982が動詞の自他対応を語彙的態として、受動態や使役態などの文法的態と同等の資格においてヴォイスの体系に位置づけるのには、次の二つの根拠がある。

- (6) a. 太郎が 亀を つかまえた
 b. 亀が 太郎に つかまえられた
 c. 亀が 太郎に つかまった

まず、第一には形態的な問題である。(6)の例で自動詞文(6c)は受動文(6b)と同様に、対応する他動詞文(6a)と述語の形態の一部を共有している。第二には統語的な問題である。自動詞文(6c)のガ格「亀」は、受動文(6b)と同様に対応する他動詞文(6a)のヲ格と対応するものである。

しかし、両者は述語の形態の生産性という点で大きく異なる。すなわち、能動(6a)と受動(6b)における述語の「tukamae-ru(つかまえる)」と「tukamae-rare-ru(つかまえられる)」の対立は、rareという形式による非常に生産的で規則的なものである。それに対し、自他対応における「tukamae-ru(つかまえる)」と「tukamar-u(つかまる)」の形態的な対立は、どちらかといえば非生産的で不規則なものである。

この研究以前にも自他対応と受動や使役との関係に言及したものはあったが、寺村1982は自他対応の現象を初めてヴォイスの問題として正面から扱ったという点で注目に値するものである。

寺村1982の研究に対しても、仁田1981と同様の問題を指摘することができるだろう。まず第一に、類型認定の基準のあいまいさである。「補語の格と相関関係にある述語の形態の体系」という規定にのっとって考えるならば、(2c)のような相互文、(4b)のような希望文がヴォイスの問題として考えられないのは何故なのだろうか。第二に、可能文を文法的態の一類型として扱っているが、受動文や使役文との間にヴォイスらしさの度合いに差はないのだろうか。寺村1982はこれらの問題に対して言及していない。

以上、二つの先行研究をとりあげてその問題点について考えた。先行研究に共通する問題点として、概念規定の必然性と類型認定の基準のあいまいさという点が指摘された。従って、これらの問題をより明確な基準によってとらえ直す余地があるものと思われる。

3. プロトタイプによるヴォイスの概念規定

前節において提出した問題点をふまえた上で、本節ではプロトタイプ論の観点からヴォイスの概念規定を行う。プロトタイプ論の考えでは個々の現象があるカテゴリーに属するかどうかは必ずしも必要十分な条件によって規定されるものではなく、程度問題と

してとらえることになる。つまり本稿の立場ではある現象がヴォイスという文法カテゴリーに属するかどうかは度合いの問題ということになる。ただし、ある現象がヴォイスのプロトタイプから何等かの点で逸脱すると考える場合は、当該の現象のどのような側面がどのようにプロトタイプから逸脱しているかという点を明確に示す必要がある。

本稿は、ヴォイスの概念を、表現機能の面から特徴づけ、形態、意味、統語、文法関係の4つの側面に分割してとらえ、ヴォイスのプロトタイプをこれらの素性の束として考える見方を提出する。本稿の主張するヴォイスのプロトタイプは、以下の(7a-e)のすべての特徴を有しているものである。

(7) ヴォイスのプロトタイプ

表現機能：話者による事態の関与者の把握の仕方を示す

- (a) 形態：二つの文の(格の交替を伴いうる)述語の形態的対立
- (b) 統語：二つの文の主格の名詞句が義務的に異なる
- (c) 意味：二つの文の述語の性質(動作性・状態性)が同じである
- (d) 意味：二つの文の同一の名詞句の意味役割が同じである
- (e) 文法関係：二つの文の主語の機能を担う名詞句が義務的に異なる

つまり、本稿ではヴォイスの概念を「話者による事態の関与者の把握の仕方を対立的に示す」という表現機能を上の(7a-e)の5つの特徴によって支えているものをヴォイスのプロトタイプとして考えるものである。

具体例をもとに検討していきたい。さしあたって、受動文と可能文をとりあげよう。

- (8) a. 選挙民が 細川氏を 選出した
- b. 細川氏が 選挙民によって 選出された
- (9) a. 雅子さんが フランス語を 話す
- b. 雅子さんが フランス語を 話せる
- c. 雅子さんに フランス語が 話せる

まず、(7a)について見てみよう。述語の形態に関しては、受動も可能も条件を満たしている。両者とも、もとの動詞の語幹に生産的な接尾辞が添加することによって、有標の形式が形成されている。ヴォイスがある事態の関与者の把握の仕方を対立的に示すという機能をもっているため、原型的な(prototypical)素性のひとつとして述語の形態的対立が挙げられるのは当然であろう。

次に(7b)の統語の側面を見る。主格の名詞句が義務的に異なる方が任意的に異なる場合よりもヴォイスの問題としてより原型的である。何故ならば、事態の主役に見立てられる主格の名詞句が必ず対立している方が、関与者の把握の仕方を対立的に示す機能と適合すると考えられるからである。(9b)と(9c)に見るように、可能文では主格の名詞句が基本文(9a)と同じ場合と異なる場合の両方がある。従って、可能はこの点でヴォイスのプロトタイプから逸脱していることになる。

次に(7c)及び(7d)の意味の側面を見る。ヴォイスとは基本的にはある事態に対する把握の仕方の対立であるため、対立する二つの文の間である一定の意味的同一性が保

たれていることが重要な条件となる。⁽²⁾従って、二つの文の述語の性質や名詞句の意味役割が同じである方がヴォイスのより原型的な性格をもっているということになる。(8)に見るように能動と受動の対立はこれらの条件を満たしている。つまり、(8a)と(8b)の述語はともに動作性の意味的性質を保っており、両文における名詞句の「選挙民」「細川氏」はそれぞれ、動作者と対象の意味役割を担っている。しかし可能文においては、述語の性質がもとの動作性から状態性に変更し、名詞句「雅子さん」の意味役割ももとの動作者から経験者が変わっていることがわかる。よって、可能文はこの点でもヴォイスのプロトタイプから逸脱していることになる。

最後に(7e)の文法関係の側面について見よう。ヴォイスが関与者の把握の仕方を動詞の形態のみならず文の構造自体の対立でこれを示している方が、ヴォイスの現象としてより原型的である。日本語の主語や目的語などの文法関係の問題に関しては、これまでの研究でかなりの議論が費やされており、主語の概念自体が不要であるとする説もあるが、主語というカテゴリーを設けるべき根拠もいくつか挙げられている。⁽³⁾その根拠の一つが敬語語尾の一致現象である。この点に注目して見ると、可能文の場合はもとの文と比べて、名詞句の格が交替しても文法関係の機能は交替しないことがわかる。

(10) a. 殿下が 雅子さんを お愛しになる

b. 殿下に 雅子さんが お愛しになれる

このように、可能の場合は二つの文の主語の機能を担う名詞句が交替しないという点でもヴォイスのプロトタイプから逸脱するのである。

以上、この節では本稿独自の立場からヴォイスの概念をプロトタイプ的にとらえることを試みた。要点として、ヴォイスのプロトタイプを(7a-e)に示されるすべての素性の束として見るという考えを提示した。

4. 原型的ヴォイスの類型

前節で提案したヴォイスのプロトタイプをもとに、より具体的に個々の現象を検討していきたい。(7a-e)に示された5つの特徴をすべて有しているものがヴォイスのプロトタイプであり、これを「原型的ヴォイス」と呼ぼう。原型的ヴォイスの類型として認められるのは、無標の構文である能動態のほかにも受動態、使役態、及び動詞の他対応である。これらは、(7a-e)のすべての特徴を有している。他方、多かれ少なかれ、「話者による事態の把握の仕方を示す」という表現機能を担いながらも、(7a-e)のうちのいずれか1つ以上の特徴を有していないものを「非原型的ヴォイス」と呼ぶことにしよう。非原型的ヴォイスの類型には様々なものが考えられるが、主なものとして、可能態、相互態、希望態(例「食べたい」)、テアル態、テモウラ態、更に他動詞と形容動詞の対応(例「好く—好き」、「嫌う—嫌い」)などを挙げることができる。以下にそれぞれの類型がプロトタイプの特徴をどの程度もっているか(あるいはもっていないか)を一覧表の形で示す。

(11) プロトタイプの特徴と格類型

	原型的ヴォイス						
	(受動・使役・自他)	相互	可能	希望	テアル	テモラウ	他・形
(7a)形態	○	○	○	○	○	○	○
(7b)統語	○	*	*	*	○	○	*
(7c)述語の性質	○	○	*	*	*	○	*
(7d)意味役割	○	*	*	○	○	*	○
(7e)文法関係	○	*	*	*	○	○	*

個々の現象をもう少し詳しく見てみよう。原型的ヴォイスの類型の一例として、使役態の現象を見てみよう。

- (12) a. 次郎が 勉強した
 b. 先生が 次郎を 勉強させた
 (12)' a. 次郎さんが お勉強された
 b. 先生が 次郎を 勉強おさせになった

原型的ヴォイスの類型である使役態は、(7a-e)のすべての条件を満たしている。例文(12)に注目されたい。動詞の形態は接辞「させ」により対立し(7a)、二つの文の主格の交替は義務的であり(7b)、述語はともに動作性であり(7c)、同一の名詞句「次郎」はともに動作者の意味役割を担い(7d)、また(12)'にみるように主語の機能を担う名詞句はa文では「次郎」、b文では「先生」と異なることがわかる(7e)。⁽⁴⁾

次に非原型的ヴォイスの諸類型を概観したい。ただし、可能態については前節において検討したので、ここでは省略する。

- (13) a. 次郎が 三郎を 励ました
 b. 次郎と 三郎が 励ましあった
 c. 次郎が 三郎と 励ましあった
 (14) a. 僕が コーヒーを 飲む
 b. (僕は) コーヒーが 飲みたい
 c. 僕が コーヒーを 飲みたい
 (15) a. 次郎が テーブルの上に 花瓶を 置いた
 b. テーブルの上に 花瓶が 置いてある
 (16) a. 次郎が 三郎に カードを 渡した
 b. 三郎が 次郎に/から カードを 渡してもらった
 (17) a. 次郎が 花子を 好く
 b. (次郎は) 花子が/を 好きだ
 c. 次郎が 花子を 好きだ

上は(13)から順番にそれぞれ、相互態、希望態、テアル態、テモラウ態、及び他動詞と形容動詞の対応の例である。まず、相互態については(11)に示すように、3つの点で原型

的ヴォイスの条件を満たしていない。第一に、統語 (7b) の条件に関して、(13c) に見るように主格の交替は義務的ではない。第二に意味役割 (7d) の条件に関し、(13a) における「三郎」の意味役割が対象であるのに対し、(13b) と (13c) では「動作者」の意味役割も同時に担っている。第三に (7e) の文法関係の問題に関しても条件を満たしていない。すなわち、「次郎さんが三郎さんと励ましあわれた」と言った場合、敬語語尾は「次郎さん」と一致することになり、もとの文 (13a) と主語の機能を担う名詞句が変わらないことになる。

次に(14)の希望態を検討しよう。希望態は (7b)、(7c) 及び (7e) の条件に抵触する。(7b) の統語的側面に関しては、(14c) に見るように主格の交替が義務的でない。(7c) の述語の性質の条件に関し、希望文では述語の性質が状態性に変わっていることがわかる。更に (7e) の文法関係に関し、「次郎さんはコーヒーをお飲みになりたい」と言った場合、敬語語尾は「次郎さん」と一致するので、もとの文と主語の名詞句は変わらないことになる。

次に(15)のテアル態について考える。テアル態は (7c) の述語の性質の条件に反する。(15b) の述語の「置いてある」は (15a) の「置いた」が動作性であるのに対し、状態性である。

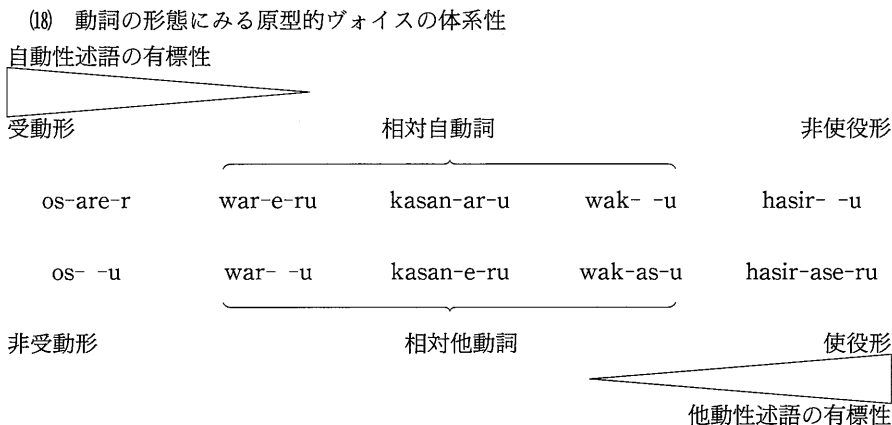
次に(16)のテモラウ態を見よう。テモラウ態は (7d) の名詞句の意味役割の条件に抵触する。(16a) における「三郎」は受取人の意味役割を担うが、(16b) の「三郎」は受益者である。

最後に他動詞と形容動詞の対応について観察する。この類型は、(7b) の統語的条件、(7c) の述語の性質の条件、及び (7e) の文法関係の条件に反する。(7b) の条件については、(17c) のように主格の交替が起こらない場合があるので適合しない。(7c) の述語の性質に関しては、(17b) 及び (17c) の述語が状態性に変更していることがわかる。管見の限りでは、今までの研究で「好き」や「嫌い」のような形容動詞の現象をヴォイスの問題と関連づけたものは無かったようである。ヴォイスは動詞の形態に関わるカテゴリーであるという認識があったからであろう。しかし、今までにしばしばヴォイスの問題として挙げられてきた可能文や希望文なども実は述語の性質は状態性で形容詞的である。(11)に見られるように、この種の形容動詞をヴォイスの周辺に位置づけるだけの根拠は十分にあるし、今後の研究の発展の可能性を考えるならば、本稿のようにこれを非原型的のヴォイスの一類型として認めることは十分に意義のあることである。

5. 原型的のヴォイスの体系性

前節までで、本稿独自の立場からヴォイスの概念規定を行い、結果として能動態の他に受動態、使役態、及び動詞の自他対応が原型的のヴォイスの類型であることを示した。本節では、このヴォイスの概念規定とそれに基づく類型認定が有する文法論的意義について考えたい。ある一定の明確な基準によって概念規定が施されても、それが何等かの形で文法的な理解を深めるようなものでなければ、その規定は十分な必然性をもったこ

とはならない。本稿がこの概念規定と類型の認定基準の文法論的意義を主張する根拠は、本稿の言う原型的ヴォイスの諸類型が、動詞の形態論的体系性の上に非常に明確な形で反映されているという点である。下の(18)の図を見てみたい。

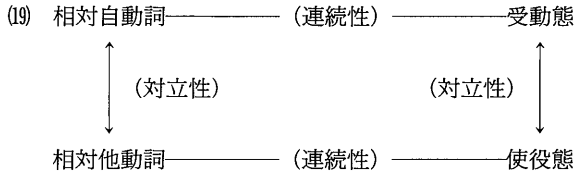


本稿では、自他対応のペアをなす自動詞を「相対自動詞」、他動詞を「相対他動詞」と呼ぶことにする。この用語は寺村1982に従うものである。表の一番左には動詞の能動形(非受動形)と受動形の対立が示されている。ここでは生産的接尾辞 are が添加することによって受動形が形成されており、自動性述語の方が有標の形式である。他方、一番右には動詞の非使役形と使役形の対立が示されている。ここでは生産的接尾辞 ase が添加することによって使役形が形成されており、他動性述語の方が有標の形式である。そして両者の間には3組の自他対応の対がおかれている。その中心にある「重ねる」と「重ねる」の対立は、どちらか一方が有標でもう一方が無標の形式であるとは言えない、両極のまったくの中間に位置づけられるべき性格のものである。同じ自他対応の対の中でも、「割れる」と「割る」の対立は自動詞の方に相対的に若干の有標性が認められるという点で、やや左側に位置づけられるべき性格のものである。反対に「沸く」と「沸かす」の対立は他動詞の方に有標性が認められるという点で、表のやや右側に位置づけられるべきものである。

(18)の図のように、能動(非受動)形と受動形、及び非使役形と使役形の形態的対立は自他対応の連続線上に置くことによって、動詞体系の中に合理的に位置づけることが可能になる。このように、本稿が主張する原型的ヴォイスの諸類型は、その内部に高度な統一の体系性を有している。この点が本稿におけるヴォイスの概念規定と類型の認定基準の文法論的根拠である。

更に、上述の形態論的根拠と関連して、意味論的な観点からも原型的ヴォイスの体系性を主張する根拠を加えておきたい。原型的ヴォイスの体系性に関する意味論的根拠と

は、その内部に著しい対立性と連続性が認められるとう点である。⁽⁶⁾図式化すれば(19)のようである。



まず、対立性の点から考えよう。原型的ヴォイスの内部の意味的対立性とは、相対自動詞と相対他動詞、受動態と使役態の間にそれぞれ認められる。具体例を観察しよう。

- (20) a. 針金が 曲がった
 b. 次郎が 針金を 曲げた
- (21) a. 次郎は 事故で 息子に 死なれた
 b. 次郎は 事故で 息子を 死なせた

(20)は自他対応、(21)は受動文と使役文の例であるが、両者の a 文(相対自動詞と受動文)は基本的に「主語がどうなったか」ということを述べており、事態を結果の側面から叙述している。逆に、b 文(相対他動詞と使役文)は、基本的に「主語が何をしたか」ということを述べており、事態を原因の側面から叙述していることがわかる。

次に、連続性の点について考えよう。しばしば指摘されるように、相対自動詞と受動態、相対他動詞と使役態のそれぞれの間には意味的な連続性が認められる。

- (22) 日本は 水資源に 恵まれている
 (23) 次郎は 用事を 済ませた

(22)と(23)の動詞の形態はそれぞれ受動形と使役形のものである。しかし、(22)では主語「日本」が他の存在からの動作や作用を受けたという受動文本来の意味的特徴をもっておらず、むしろ自動詞文の意味に近い。同様に(23)では主語「次郎」が他の存在に働きかけて動作や作用を仕向けたという使役本来の意味的特徴をもっておらず、むしろ他動詞文の意味に近い。これらの事実は相対自動詞と受動態、及び相対他動詞と使役態の間の何等の意味的連続性を示唆するものである。

6. 終わりに

本稿はヴォイスの概念をプロトタイプ論の立場から規定し、原型的ヴォイスの諸類型の内部に高度に統一的な体系性があることを示した。この高度な体系性は原型的ヴォイスに特有なものであり、非原型的ヴォイスの諸類型の間には見られないものである。

ヴォイスに関するこれまでの研究では、概念規定や類型の認定基準の問題に関して研究者の間で必ずしも一致した見解があったわけではなく、それぞれの規定や基準にどのような必然的根拠があるのか明確ではない場合が多かったように思われる。本稿はこのような問題に対し、独自の立場からひとつの解決を試みたものである。

注 釈

- 1) プロトタイプ論の方法により日本語の文法現象を考察したものと、柴谷1985、ヤコブセン1989、益岡1991などをあげることができる。
- 2) ヴォイスの対応をなす二文の表す意味が完全に同一のものであるとは考えにくいだろう。本稿では、「対応する二文が同一の事態の側面を叙述できる」という基準を「ある一定の意味的同一性」の目安として考えたい。例えば、「子供が走る」という文が叙述する事態は、「先生が子供を走らせる」という文が叙述する事態の側面であると解釈することが可能である。この基準にしたがえば、受動文、使役文、自他対応は対応する文との間で「一定の意味的同一性」を保っていることになる。「次郎が英語を話さず」と「次郎に英語が話せる」のような可能文の対立では、このような解釈はできず、従って一定の意味的同一性が保たれていないことになる。
- 3) 三上章の一連の「主語廃止論」に対し、柴谷1978などは日本語に主語をたてるべきいくつかの根拠を挙げている。
- 4) (7c)の述語の性質の条件に関し、使役文で例外の現象が見られる。「生徒が教室にいる」と「先生が生徒を教室にいさせる」の対応において、前者の述語は状態性であるのに対し、後者では動作性である。しかし、基本的には使役文はもとの文と述語の性質は変わらないと考えてよいものと思われる。第一に、数の上で少数の現象であること。第二に、可能文や希望文などがもとの事象叙述の文を属性叙述の文へと根本的に変えるのに対し、「いる」と「いさせる」の対応では静的と動的の違いはあってもいずれも事象叙述の文であるという点において、根本的な変化ではないという点である。
- 5) 益岡1987は受動態と使役態の間に意味的な対照性がある点と、受動化と使役化がそれぞれ部分的に自動詞形成と他動詞形成の機能を有している点を指摘している。

参考文献

- 金田一春彦1957 「時・態・相・および法」『日本語文法講座第一巻 総論』明治書院
柴谷 方良1985 「主語プロトタイプ論」『日本語学』1985年11月号
高橋 太郎1985 「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』1985年4月号
寺村 秀夫1982 『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版
仁田 義雄1981 「態（ヴォイス）」『日本文法事典』有精堂
益岡 隆志1987 『命題の文法』くろしお出版
益岡 隆志1991 「主題のプロトタイプ」『モダリティの文法』（益岡隆志著 くろしお出版）所収
三上 章1953 『現代語法序説』刀江書院 復刊 1972 くろしお出版
村木新次郎1991 「ヴォイスのカテゴリーと文構造のレベル」『日本語のヴォイスと他動性』（仁田義雄編 くろしお出版）所収
ウェスリー・M・ヤコブセン1989 「他動性とプロトタイプ論」『日本語学の新展開』（久野暉・柴谷方良編 くろしお出版）所収
森山 卓郎1988 『日本語動詞述語文の研究』明治書院
Shibatani, M. 1977 Grammatical relations and surface cases Language 53

（日本大学 国際関係学部講師）